

総

務



3 市合同新規採用職員研修

総務

1 市 庁 舎

<p>(1) 本庁舎</p> <p>所在地 一宮町一丁目5番1号 ☎65-1234</p> <p>沿革 昭和12年11月開庁（旧新居浜町役場庁舎使用） 昭和19年5月庁舎開庁 昭和25年11月火災により焼失 昭和27年4月庁舎開庁 昭和27年10月議事堂開設 昭和41年度から庁舎建設基金設置、 具体的検討に着手 昭和48年議会に庁舎建設特別委員会を設置 昭和53年7月庁舎建設着工 昭和55年1月31日庁舎完成 昭和55年3月3日開庁</p>	<p>敷地面積 1万8,321.71㎡</p> <p>構造 鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階・地上6階・塔屋2階、鉄筋コンクリート造2階建</p> <p>建築面積 3,607.48㎡</p> <p>延床面積 1万5,235.94㎡</p> <p>建物の高さ 36.4m</p> <p>駐車場 収容台数 200台</p> <p>建設事業費 30億1,000万円（建設費27億5,000万円、一部用地取得費2億6,000万円）</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 支所庁舎

区 分	上 部 支 所	川 東 支 所	別 子 山 支 所
所 在 地	喜光地町一丁目5番9号 ☎43-6101	松神子一丁目8番20号 ☎46-1180	別子山甲482番地の3 ☎64-2011
敷 地 面 積	1,633.05㎡	1,550.40㎡	1,808.75㎡
構 造	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 2階建
延 床 面 積	(992.28㎡の内) 305.50㎡使用	(624.23㎡の内) 101.37㎡使用	581.96㎡
建 築 年 月 日	昭和55年3月29日（新築）	昭和54年3月25日（新築） 昭和61年2月12日（増築）	昭和35年（別子小学校弟地分校として新築、昭和41年から別子山村役場として使用） 昭和57年、昭和63年、平成3年（増築）
建 設 事 業 費	建設費 1億4,333万円 一部用地取得費 3,404万円	建設費 6,076万円 —	建設費 1億4,965万円 —

(3) 本庁舎案内図

		機 械 室																			
		議 場 傍 聴 席																			
6 階 (議事堂)	議事事務局	議会事務局	議会図書室	議会資料室	議員応接室1・2	議員控室	正副議長応接室	正副議長室	協議員全室	委員全室	第1、2、3、4	議場									
5 階	総合文化施設準備室	企画政策課	選挙管理委員会	農業委員会	監査委員	監査委員室	教育長室	学校教育課	スポーツ文化課	社会教育課	事務局	教育委員会	市人権擁護課								
4 階	建築指導課	建築住宅課	用地課	道路課	都市計画課	建設部	土地開発公社	面談コーナー	下水道建設課	下水道管理課	環境部	運輸観光課	農工商政課	農林水産課	農地整備課	經濟部					
3 階	記者クラブ	別子銅山文化遺産課	財政政策課	総合政策課	秘書広報課	企画部	副市長室	市長室	行政資料室	すてっぷ	防災安全課	市民部	総務課	人事課	総務部	入札室	契約課	総務部			
2 階	債権管理対策室	資産税課	市民税課	収入税課	管財課	総務部	福祉包括支援センター	参与室	消費生活センター	市民相談コーナー	面談コーナー	法務局窓口	男女共同参画課	市民活動推進課	市民部	環境保全課	ごみ減量課	環境部	環境部	保健養	分保教
1 階	市民課	市民部	総合案内	面談コーナー	国保課	生活福祉課	地域福祉課	介護福祉課	児童福祉課	福祉部	福祉部	出納室	市役所出張所	伊予銀行新居浜							
地 階				機械室			宿直警備室 (休日・夜間 受付)		売店		食堂										



2 市 有 財 産

(1) 土地建物

(25. 3. 31 現在・単位：㎡)

区 分		土地 (地積)	建 物 延 床 面 積			
			木 造	非 木 造	計	
行政財産	本 庁 舎	24,351	186	20,867	21,053	
	その他の 行政機関	(消 防) 施 設	11,671	27	8,379	8,406
		そ の 他 の 施 設	685,014	212	55,728	55,940
	公 共 用 財 産	学 校	495,338	4,404	171,798	176,202
		公 営 住 宅	231,059	5,956	118,746	124,702
		公 園	515,524	156	1,555	1,711
		そ の 他 の 施 設	1,143,571	8,667	115,744	124,411
小 計		3,106,528	19,608	492,817	512,425	
普通財産	山 林	48,022,294	240	30	270	
	普 通 財 産 ・ そ の 他 一 般	331,214	4,326	15,087	19,413	
	工 業 団 地 臨 海 工 業 用 地	10,317	0	0	0	
	小 計	48,363,825	4,566	15,117	19,683	
合 計		51,470,353	24,174	507,934	532,108	

(2) 物 権

(25. 3. 31 現在・単位：㎡)

区 分	地 積
地 上 権	69,875
借 地 権	189,996
無 償 借 地 権	105,561
合 計	365,432

(3) 有価証券

(25. 3. 31 現在・単位：千円)

区 分	金 額
株 券	132,292

(4) 出資による権利

(25. 3. 31 現在・単位：千円)

区 分	金 額
愛 媛 県 海 外 移 住 組 合	3
愛 媛 県 漁 業 信 用 基 金 協 会	3,150
愛 媛 県 農 業 信 用 基 金 協 会	510
(有) 別 子 木 材 セ ン タ ー	34,880
新 居 浜 市 土 地 開 発 公 社	10,000
(社福) 新 居 浜 社 会 福 祉 事 業 協 会	1,000
地 方 公 営 企 業 等 金 融 機 構	8,206
愛 媛 県 信 用 保 証 協 会	17,903
(公財) 愛 媛 の 森 林 基 金	14,067
財 え ひ め 海 づ くり 基 金	13,472
財 新 居 浜 市 文 化 体 育 振 興 事 業 団	50,000
(公財) え ひ め 産 業 振 興 財 団	17,913
(公財) 愛 媛 県 国 際 交 流 協 会	3,789
テ ク ノ ポ リ ス 開 発 機 構	3,135
財 東 予 産 業 創 造 セ ン タ ー	375,905
(公財) 愛 媛 県 暴 力 追 放 推 進 セ ン タ ー	11,582
財 愛 媛 県 廃 棄 物 処 理 セ ン タ ー	539
(公財) え ひ め 農 林 漁 業 担 い 手 育 成 公 社	16,834
愛 媛 県 災 害 ボ ラ ン テ ィ ア 支 援 本 部	1,818
財 愛 媛 県 ス ポ ー ツ 振 興 事 業 団	11,624
(公財) 愛 媛 県 文 化 振 興 財 団	3,518
合 計	599,848

(5) 基金 (25. 3. 31 現在・単位:千円)

区 分	金 額
特 別 奨 学 基 金	31,567
奨 学 資 金 貸 付 基 金	99,551
青 野 記 念 奨 学 基 金	76,725
入 学 準 備 金 貸 付 基 金	2,229
財 政 調 整 基 金	5,670,906
土 地 開 発 基 金	800,000
体 育 施 設 建 設 基 金	692,173
平 尾 墓 園 管 理 基 金	104,150
文 化 振 興 基 金	1,831,718
寺 尾 音 楽 教 育 振 興 基 金	10,000
減 債 基 金	862,779
図 書 館 図 書 整 備 基 金	35,766
地 域 福 祉 基 金	541,160
生 活 文 化 ま ち づ くり 基 金	20,867
国 際 交 流 基 金	42,526
工 藤 交 通 災 害 遺 児 修 学 基 金	10,366
ふ る さ と ・ 水 と 土 保 全 対 策 基 金	10,295
国 民 健 康 保 険 財 政 調 整 基 金	678,846
介 護 給 付 費 準 備 基 金	123,999
浮 川 健 康 づ くり 基 金	50,653
公 共 施 設 整 備 基 金	864,078
別 子 山 振 興 基 金	430,594
災 害 対 策 基 金	137,978
こ ど も 夢 未 来 基 金	5,682
合 併 振 興 基 金	1,855,666
あ か が ね 基 金	107,670
環 境 保 全 基 金	51,394
合 計	15,149,338

(債権額含む)

財政調整基金	平成25年5月31日	713,740千円	取崩し
平尾墓園管理基金	平成25年5月31日	1,705千円	取崩し
文化振興基金	平成25年5月31日	321,561千円	取崩し
減債基金	平成25年5月31日	124,028千円	取崩し
地域福祉基金	平成25年5月31日	13,297千円	取崩し
国際交流基金	平成25年5月31日	1,624千円	取崩し
別子山振興基金	平成25年5月31日	34,001千円	取崩し
環境保全基金	平成25年5月31日	4,675千円	取崩し

3 債 権 管 理

地方分権改革により国と地方との役割の抜本的な見直しが進められ、さらなる権限の移譲により自治体が主体的にまちづくりを推進することが可能となってきた。この権限を効果的に施策へ反映するためにはそれに見合う財源が必要であり、これまで以上に経費の節減及び市民の公平・公正な負担に基づく自主財源の確保が重要となっている。

このようなことから、本市が保有する債権について一層の適正管理に向けた方針・手法について検討・実施している。

(1) 新居浜市債権管理計画

本市が保有する債権の適正な管理と的確な回収に取り組むための基本的な考え方を示しており、この計画に沿って適正な債権管理と的確な債権回収対策に努めることにより、市財政の健全化及び市民の信頼に応える公平、公正な市政運営の推進を図ることを目的としている。

(2) 強制徴収債権の滞納整理

税外債権で、市税の徴収と同様の手続きによる債権回収が可能なもので特に徴収困難な案件について、徴収担当課から債権管理対策室に徴収事務を引き継ぎ、滞納処分(差押)を含めて滞納額圧縮に向けた滞納整理事務を進めている。

平成24年度までは国保料・保育料・介護保険料・後期高齢者医療保険料、平成25年度は新たに下水道事業受益者負担金を引き受け、滞納整理を行う。

(3) 非強制徴収債権の滞納整理

平成26年度からの強制執行手段による債権回収に向け、滞納金額及び件数の多い9債権を重点滞納債権として指定し、積極的な債権管理を行って、債権管理対策室と所管課が共同で滞納整理事務を進めていく。

移管引受債権の徴収実績

引受年度	区分	項目	引受件数	引受金額 (本料のみ)	徴収金額 (督促手数料・ 延滞金含む)	徴収率	差押件数
22～23		保育所保育料	48件	38,490,410円	22,013,600円	49.74%	29件
		国民健康保険料	12	8,306,350	3,068,383	31.42	6
		計	60	46,796,760	25,081,983	46.49	35
24		保育所保育料	50	16,215,769	16,029,254	75.80	39
		国民健康保険料	10	6,953,908	2,763,048	34.25	5
		介護保険料	20	3,004,200	1,842,800	54.60	11
		後期高齢者医療保険料	3	623,480	268,250	41.69	3
		計	83	26,797,357	20,903,352	61.85	58

4 契 約

契約の状況

(単位：件、千円)

区 分		年 度	22	23	24
工 事 請 負 契 約	市 内 業 者	件 数	576	428	397
		金 額	6,190,499	3,593,920	6,163,808 (2,155,860)
	市 外 業 者	件 数	48	45	43 (2)
		金 額	1,451,303	811,723	3,674,035 (2,256,240)
	小 計	件 数	624	473	440 (2)
		金 額	7,641,802	4,405,643	9,837,843 (4,412,100)
物 品 購 入 契 約	件 数	2,989	2,997	2,732	
	金 額	220,332	265,955	330,389	

注1：()内件数は共同企業体

注2：()内金額は出資比率による。

注3：共同企業体の代表者の方に件数を入れる。

注4：水道局契約分を含む。

5 市 税

(1) 税目・税率等

(25. 4. 1 現在)

税目	区 分 ・ 税 率 等			納税義務者		
個人 市民税	均等割	定額 3,000円		57,127人 (24年度)		
	所得割	6.0%				
法人 市 民 税	均 等	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 300万円	19社		
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 175万円	9社		
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 41万円	189社		
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 40万円	25社		
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 16万円	153社		
	割	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 15万円	43社		
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 13万円	511社		
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 12万円	23社		
		上記以外の法人等	年額 5万円	2,455社		
	合 計				3,427社	
法人 税割	$\frac{14.7}{100}$					
軽 自 動 車 税	原動機付自転車 (課税台数)					
	ア	第1種原付50cc以下	年額 1,000円	11,663台		
	イ	第2種原付(乙) 50cc超90cc以下	年額 1,200円	1,707台		
	ウ	第2種原付(甲) 90cc超125cc以下	年額 1,600円	1,493台		
	エ	ミニカー(3輪以上20cc超50cc以下又は0.25KW超0.6KW以下)	年額 2,500円	89台		
	軽自動車及び小型特殊自動車					
	ア	2輪のもの	年額 2,400円	1,138台		
	イ	3輪のもの	年額 3,100円	2台		
	ウ	4輪以上のもの	乗用のもの	営業用	年額 5,500円	6台
				自家用	年額 7,200円	29,064台
			貨物用のもの	営業用	年額 3,000円	160台
				自家用	年額 4,000円	10,873台
	エ	農耕作業用自動車	年額 1,600円	98台		
オ	ボートトレーラー	年額 2,400円	17台			
カ	その他のもの	年額 4,700円	97台			
キ	2輪の小型自動車	年額 4,000円	1,357台			
				計57,764台		
市たばこ税	1,000本につき5,262円(旧3級品以外) 1,000本につき2,495円(旧3級品)			6社		
入湯税	1人1日について150円			1社		
固定資産税	$\frac{1.4}{100}$ (償却資産含む)			48,043人		
都市計画税	$\frac{0.28}{100}$			34,518人		
特別土地 保有税	取得分 $\frac{3}{100}$ 保有分 $\frac{1.4}{100}$			-		

(2) 納税義務者数 (課税状況調)

市民税

ア 個人

(24. 7. 1 現在・単位：人)

区分	年	20	21	22	23	24
普通徴収		26,572	28,908	15,545	14,465	14,390
特別徴収(給与)		31,907	29,465	30,740	31,265	31,441
特別徴収(年金)		—	—	11,040	11,146	11,296
計		58,479	58,373	57,325	56,876	57,127

イ 法人

(24. 7. 1 現在・単位：人)

区分	年	20	21	22	23	24
法人均等割納税義務者数		3,336	3,381	3,385	3,388	3,427

(3) 固定資産概要調書

ア 土地

(25. 4. 1 現在)

区分	地目	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	計
地積	評価総面積 (㎡)	8,438,261	6,462,401	24,375,596	27,432	60,853,989	97,605	3,879,995	104,135,279
	法定免税点以上(㎡)	7,535,277	5,146,221	24,208,589	19,526	58,426,733	66,350	3,781,064	99,183,760
決定価格	総額 (千円)	1,489,909	1,626,918	503,771,642	61,172	926,774	3,043	30,007,119	537,886,577
	法定免税点以上(千円)	1,409,676	1,578,634	502,300,190	60,935	887,931	2,084	29,827,305	536,066,755
課税標準額 (千円)		1,187,240	1,161,661	202,292,336	41,700	887,866	1,902	20,465,544	226,038,249
筆数	評価総筆数	13,758	12,602	111,741	33	8,814	207	10,018	157,173
	法定免税点以上	12,078	9,394	109,445	25	6,888	154	8,423	146,407
単位当り価格	平均価格 (円/㎡)	176	251	20,667	2,230	15	31	7,734	5,165
	最高価格 (円/㎡)	45,730	57,004	86,624	21,034	782	9,840	77,694	86,624

イ 家屋

(25. 4. 1 現在)

区分	総数 (A)	法定免税点未満	法定免税点以上(B)	構成 ($\frac{B}{A}$)	
納税義務者 (人)	42,710	4,755	37,955	88.87	
棟数	木造	55,092	5,514	49,578	89.99
	木造以外	20,868	285	20,583	98.63
	計	75,960	5,799	70,161	92.37
床面積 (㎡)	木造	4,643,571	311,261	4,332,310	93.30
	木造以外	4,466,281	5,773	4,460,508	99.87
	計	9,109,852	317,034	8,792,818	96.52
決定価格 (千円)	木造	85,364,096	421,173	84,942,923	99.51
	木造以外	140,057,543	20,151	140,037,392	99.99
	計	225,421,639	441,324	224,980,315	99.80
単位当り価格 (円/㎡)	木造	18,383	1,353	19,607	—
	木造以外	31,359	3,491	31,395	—

ウ 償却資産

(25.4.1 現在)

区 分	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準額の内訳		
			課税標準の特例 規定の適用を受 けるもの	左記以外のもの	
市長がし めたもの	構 築 物	31,962,239	31,199,909	283,978	30,915,931
	機 械 及 び 装 置	103,034,479	101,049,941	529,853	100,520,088
	船 舶	2,376,738	1,222,632	1,154,106	68,526
	車 両 及 び 運 搬 具	583,653	583,653	0	583,653
	工 具 器 具 備 品	13,650,778	13,624,335	12,959	13,611,376
	小 計 (イ)	151,607,887	147,680,470	1,980,896	145,699,574
法第三九 条関係	総 務 大 臣	33,298,332	31,059,725		
	県 知 事	64,587	64,578		
	小 計 (ロ)	33,362,919	31,124,303		
合 計 (イ) + (ロ)	184,970,806	178,804,773			

(4) 市税収納状況

ア 過去5カ年度収納状況 (滞納繰越分含む)

(単位：千円)

年 度	調 定 額	収 納 額	収 納 率
20	21,061,185	19,968,847	94.81 %
21	19,681,439	18,587,636	94.44
22	20,074,504	18,972,600	94.51
23	20,023,899	18,952,875	94.65
24	19,523,367	18,557,847	95.05

イ 平成24年度税目別収納状況

(単位：千円)

税 目	調 定 額	収 納 額	収 納 率
市 個 人	5,898,476	5,596,268	94.88 %
民 法 人	2,190,120	2,105,537	96.14
税 小 計	8,088,596	7,701,805	95.22
固 定 資 産 税	9,222,769	8,751,043	94.89
交 付 金	12,100	12,100	100.00
特 別 土 地 保 有 税	9,694	0	0.00
軽 自 動 車 税	295,463	270,226	91.46
市 た ば こ 税	824,837	824,837	100.00
入 湯 税	424	424	100.00
都 市 計 画 税	1,069,484	997,412	93.26
総 計	19,523,367	18,557,847	95.05

(5) 納税貯蓄組合

区 分	年 度	20	21	22	23	24
組 合 数	地 域 組 合	30	29	29	27	24
	職 域 組 合	—	—	—	—	—
	計	30	29	29	27	24
課 税 者 数 (人)	地 域 組 合	1,463	1,391	1,391	1,345	1,292
	職 域 組 合	—	—	—	—	—
	計	1,463	1,391	1,391	1,345	1,292
期 限 内 納 付 額 (千円)	地 域 組 合	173,857	147,672	131,092	129,651	125,845
	職 域 組 合	—	—	—	—	—
	計	173,857	147,672	131,092	129,651	125,845
市 税 調 定 額 (県 民 税 含 む) (千円)	地 域 組 合	177,859	153,473	136,423	133,619	128,299
	職 域 組 合	—	—	—	—	—
	計	177,859	153,473	136,423	133,619	128,299
納 付 率 (%)	地 域 組 合	97.75	96.22	96.09	97.03	98.09
	職 域 組 合	—	—	—	—	—
	計	97.75	96.22	96.09	97.03	98.09

6 職 員

(1) 職員数

(25.4.1 現在・単位：人)

部 局 名	定 数	実 職 員 数				
		事務職	技術職	技能職	教育職	計
市長事務部局	638	396	214	2		612
水道局	45	19	20			39
消防長の事務部局	134	129				129
議会の事務部局	10	9				9
教育委員会の事務部局	45	32	4		6	42
その他の教育機関	64	4	9	29	6	48
選挙管理委員会の事務部局	4	3				3
監査委員の事務部局	3	3				3
農業委員会の事務部局	7	6				6
派遣職員	6	2	1			3
合 計	956	603	248	31	12	894

注1：実職員数には、休職・育児休業職員を含む。

注2：新居浜市職員定数条例（抜粋）

（定数外の職員）

第4条 兼職者及び新居浜市から給与を支給されない職員で次の各号に掲げる職員は、第2条の定数外とする。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第2項の規定により休職を命じられた職員
- (2) 法第55条の2第1項ただし書の規定により、職員団体の業務に専ら従事する職員
- (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしている職員

(2) 一般行政職の級別職員数の状況

(25.4.1 現在)

区 分	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
代表的な職名	部長	次長	課長 主幹 技幹	副課長 専門員係長 専門員主査	係長 主査	主任	上級 主事	主事	
職員数(人)	9	25	48	103	157	87	35	44	508
構成比(%)	1.8	4.9	9.4	20.3	30.9	17.1	6.9	8.7	100.0

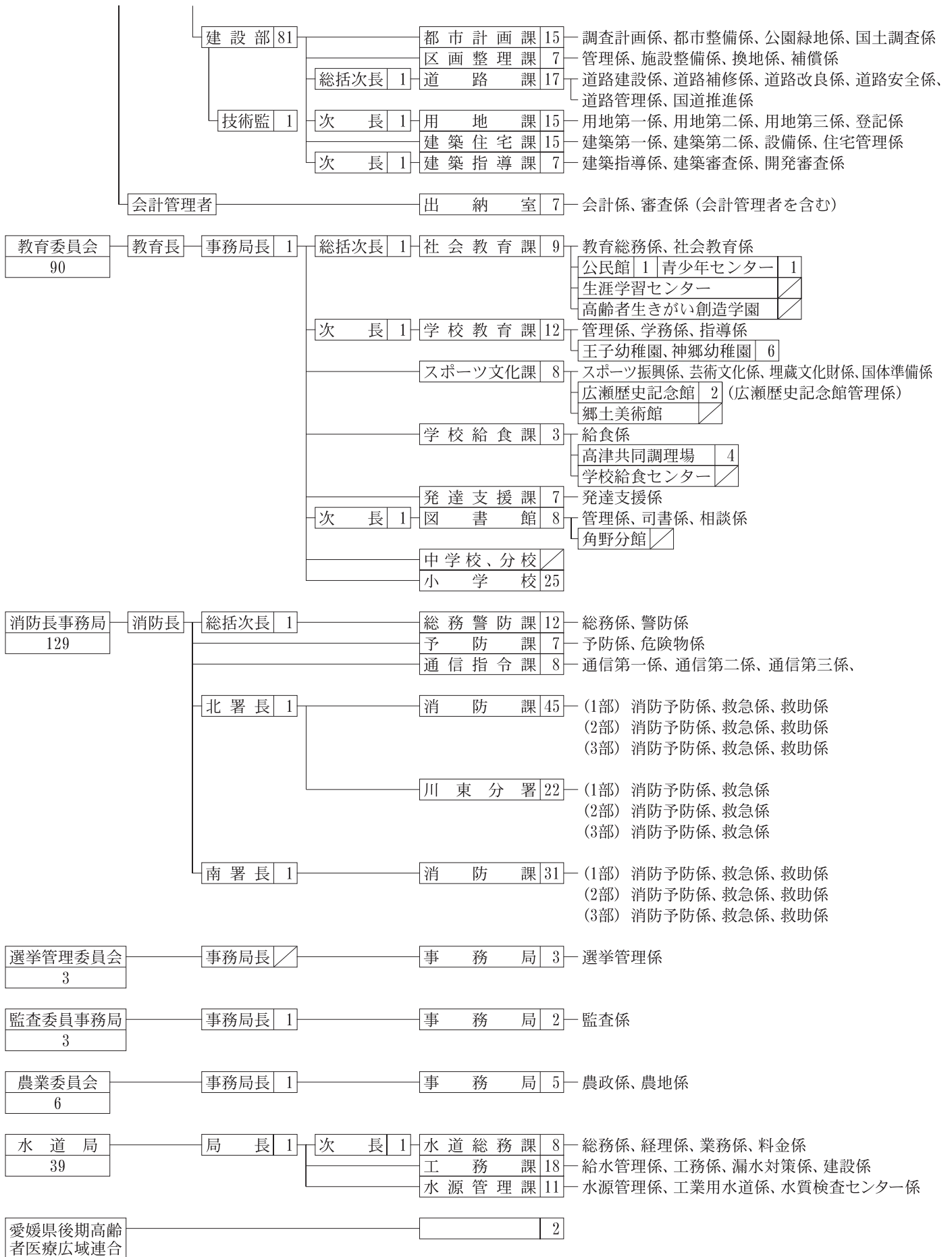
注1：新居浜市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数

注2：再任用職員(短時間は除く。)を含む。

7 行政機関と職員数

(25.4.1現在)

議 会 9	事務局長 1	議 事 課 8	庶務係、議事係、調査係			
市 長 613	副市長	企画部 50	次 長 1	総合政策課 10	政策調整係、企画統計係、行政改革推進係	
				秘書広報課 8	秘書係、広報係、広聴係	
			次 長 1	財 政 課 7	財政調整係、財政情報係	
			総括次長 1	情報政策課 6	システム開発係、システム管理係、情報化推進係	
			技術監 1	別子銅山文化遺産課 2	文化遺産係	
				総合文化施設準備室 4	施設建設係	
				港 湾 管 理 課 8	管理係、計画係、建設係	
			総務部 99	総括次長 1	総 務 課 6	法制係、事務管理係
					人 事 課 17	人事係、給与係、研修厚生係、健康管理係
				契 約 課 6	契約係、工事検査班	
				管 財 課 8	財産係、財産整理係、車両係	
				市 民 税 課 15	税制係、市民税係、諸税係	
		次 長 1		資 産 税 課 21	土地係、家屋係、償却資産係	
				収 税 課 19	納税管理係、収税係	
				債権管理対策室 4	債権管理対策係	
		福祉部 204	総括次長 1	地 域 福 祉 課 14	地域福祉係、障がい福祉係	
				生 活 福 祉 課 18	援護第一係、援護第二係	
				介 護 福 祉 課 16	介護総務係、事業所指導係、介護保険料係、 介護認定係、高齢福祉係	
			次 長 1	児 童 福 祉 課 12	保育係、子育て支援係、母子児童係 清光寮 1 保育園 77	
			次 長 1	国 保 課 24	賦課係、徴収係、給付係、医療費適正化係、後期高齢者医療係	
				保 健 セ ン タ ー 20	健康推進係、成人保健係、母子保健係、感染症予防係、精神保健係	
				東 新 学 園 12	管理係、指導第一係、指導第二係、指導第三係	
		市民部 58	総括次長 1	市民活動推進課 5	協働推進係、地域交流係 消費生活センター 2 (消費者行政係)	
				防 災 安 全 課 6	危機管理係、防災情報係、安全対策係	
次 長 1	人 権 擁 護 課 4		人権擁護係、人権啓発係 瀬戸会館 大島教育集会所			
	男 女 共 同 参 画 課 3		男女共同参画係、相談支援係			
	市 民 課 27		庶務係、窓口係、記録係、住居表示係、国民年金係			
	上 部 支 所 5		市民係			
	川 東 支 所 3		市民係			
環境部 61	総括次長 1	環 境 保 全 課 11	環境政策係、環境保全係、衛生係 斎場			
		ご み 減 量 課 8	ごみ業務係、ごみ減量係、まち美化係			
		環 境 施 設 課 3	施設整備係 清掃センター 5 (焼却施設管理係、リサイクル施設管理係) 最終処分場 1 衛生センター 3 (衛生センター管理係)			
		下 水 道 管 理 課 9	経理係、業務係 下水処理場 4 (下水処理場管理係)			
	次 長 1	下 水 道 建 設 課 14	計画係、公共下水道係、河川水路係、維持管理係			
	経済部 53	次 長 1	商 工 労 政 課 8	商工係、企業立地係、労政係 工業試験場 勤労青少年ホーム		
			運 輸 観 光 課 14	運輸企画係、観光物産係、渡海船係 端出場温泉保養センター 東平記念館		
		総括次長 1	農 林 水 産 課 10	農政係、漁政係、林政係		
農 地 整 備 課 10			管理係、土地改良係、法定外公共物係			
産業戦略監 1	別 子 山 支 所 7	総務係、住民係、厚生係、経済係				



8 給与・報酬及び費用弁償

(1) 特別職の給料・報酬

(単位：円)

職名		23. 4 改正 23. 4 適用	24. 4 改正 24. 4 適用	25. 4 改正 25. 4 適用
市長	月額	992,000	989,000	974,000
副市長(総括)	〃	809,000	807,000	795,000
副市長(特命)	〃	709,000	707,000	696,000
監査委員	〃	458,000	457,000	450,000
固定資産評価員	〃	314,300	313,500	313,500
教育長	〃	682,000	680,000	670,000
教育委員会委員長	〃	151,200	150,800	150,800
教育委員会委員	〃	126,400	126,100	126,100
選挙管理委員会委員長	日額	23,000	22,900	22,900
選挙管理委員	〃	21,000	20,900	20,900
選挙管理委員補充員	〃	14,100	14,100	14,100
監査委員(非常勤)	月額	251,600	250,900	250,900
監査委員(議会選任)	〃	52,200	52,100	52,100
固定資産評価審査委員会委員	日額	14,100	14,100	14,100
公平委員会委員長	〃	15,600	15,600	15,600
公平委員会委員	〃	15,600	15,600	15,600
農業委員会会長	月額	62,900	62,700	62,700
農業委員会会長代理	〃	49,200	49,100	49,100
農業委員会委員	〃	44,300	44,200	44,200
農業委員会部会長	〃	49,200	49,100	49,100
選挙長	日額	19,900	19,800	19,800
開票管理者及び投票所の投票管理者	〃	18,200	18,200	18,200
開票立会人、選挙立会人及び投票所の投票立会人	〃	14,100	14,100	14,100
法令又は条例の規定により出頭した選挙人、その他関係者	〃	9,000	9,000	9,000
法令又は条例の規定により公聴会に参加した者の実費弁償	〃	9,000	9,000	9,000

注：平成21年4月1日に副市長の定数を1人から2人に改正し、副市長(総括)及び副市長(特命)とした。

(2) 職員給与

ア 補職別平均給料

(25.4.1 現在)

区分 補職	人員 人	給料 円	勤続年数		年齢		最 高				最 低					
							給料 円	勤続年数		年齢		給料 円	勤続年数		年齢	
			年	月	歳	月		年	月	歳	月		年	月	歳	月
部長相当職	11	458,983	36	0	58	2	461,669	37	1	59	7	457,631	32	1	55	6
次長相当職	30	434,842	34	11	56	8	437,800	32	1	54	1	431,233	31	1	55	7
課長相当職	44	416,871	32	2	54	6	422,600	32	1	54	3	407,800	28	1	52	1
主・技幹相当職	27	411,655	32	8	54	5	422,100	36	1	54	10	402,372	31	1	55	7
副課長相当職	148	397,395	28	5	50	11	400,600	37	1	57	6	376,100	18	1	43	4
係長相当職	177	364,059	21	5	43	11	400,600	40	1	59	11	342,500	16	1	38	1
主査相当職	101	354,551	21	7	43	9	388,300	30	1	52	9	326,700	15	1	37	6
主任相当職	159	291,030	13	10	36	2	329,500	21	1	41	9	258,200	9	1	31	6
主事相当職	161	203,320	4	8	27	6	307,800	29	1	57	2	143,400	1	1	23	5
技能労務職	30	374,767	26	1	51	5	388,300	33	1	57	9	312,200	21	1	39	10
教育職	6	431,439	29	9	52	4	441,382	31	1	55	0	391,118	24	1	46	7
計	894	334,959	19	11	42	5										

注：係長相当職には、専門員係長及び専門員主査を含む。

イ 初任給

初級（高校卒）	行政職	140,100円
中級（短大卒）	”	152,800円
上級（大学卒）	”	172,200円

ウ ラスパイレス指数

年	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
指数	101.9	100.3	101.3	99.8	100.4	101.5	101.6	101.9	101.4	109.2 参考値 100.9

注1：ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

注2：「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

(3) 旅費

(単位：円)

区分	航空賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
			甲地方	乙地方	
1. 市長等	実費	1,500	14,800	13,300	3,000
2. 行政職給料表 4級以上の職務にある者	実費	1,300	13,100	11,800	2,600
3. 行政職給料表 3級以下の職務にある者	実費	1,100	10,900	9,800	2,200

- 備考 1. 宿泊料の項中甲地方とは、東京都、大阪市、京都市、名古屋市、神戸市、横浜市及び北九州市の地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。
2. 航空賃は、北海道若しくは沖縄地区へ旅行する場合若しくは公務の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合であって、旅行命令権者の承認したものに限り支給する。

9 職 員 研 修

職員研修実施内容（平成24年度）

(1) 基本研修

研修名	対象者	研修内容	受講者数	日数	会場・講師等
第1部	24年4月1日付 新規採用職員	市の行政、組織、地方公務員の心構え等市職員としての基礎的知識を習得させ、職場への適応力を養う。	27人	6日計	5階大会議室、41会議室 アビリティセンター(株) 山崎節子 庁内講師 フォローアップ研修 5階大会議室 アビリティセンター(株) 山崎節子 3市合同研修 四国中央市新宮町 霧の森交湯館 (有)協製茶場 脇斗志也 (株)プレミアム 藤田武彦
第2部	採用後1年 経過職員	新居浜市の発展及び産業遺産のルーツに理解を深める。 また、職務を遂行する上に必要な基本的な知識を体系的に習得させるとともに公務員としての自覚を高める。(施設体験研修を含む)	26人	5日計	産業遺産研修 旧別子ほか 施設体験事前研修 41会議室 特別養護老人ホームふたば荘 白石正 特別養護老人ホーム1日間体験研修 特別養護老人ホームふたば荘ほか3施設 合同研修 コミュニティ防災センター 庁内講師
第3部	採用後6年 経過職員	最も成長力のある重要な段階であることを認識させ、効率的な職務遂行能力の向上と積極的な執務態度を養う。(施設体験研修を含む)	13人	2日計	コミュニティ防災センター、ジャスコ 2階会議室 イオン教育リーダー、庁内講師ほか コミュニティ防災センター アットヒューマンコンサルティング 合田準
第4部	主任昇任職員	職務遂行にあたってコミュニケーションの重要性を認識させ高度の行政能力を養うとともに、管理上の原則的な知識を体系的に理解させる。	10人	1日	コミュニティ防災センター まちづくり協働オフィス 吉川貴士 臨床心理士 船戸智寿子 庁内講師
第5部	主査昇任職員	仕事の管理やチームワークの形成などに関する基本を組織的、体系的に習得させる。	31人	1日	5階大会議室 東予産業創造センター 片上政明 臨床心理士 船戸智寿子 庁内講師
第6部	係長昇任職員	管理指導に関する原理、原則などを理解させ、指導能力、職務遂行能力を養い、円滑な行政運営のリーダーを育成する。また、人事考課者となるため、その基本を習得する。	39人	2日	コミュニティ防災センター (一社)日本経営協会 阪口武
第7部	副課長昇任職員	職務管理執行の補佐として必要な知識、技能を習得させ、多角的な行政対応能力及び管理能力を養う。	17人	1日	5階大会議室 アットヒューマンコンサルティング 合田準
第8部	課長、主幹、 技幹昇任職員	総合的な視野に立って行政目的を効率的に達成するために必要な管理能力の向上を図る。	8人	1日	5階大会議室 アットヒューマンコンサルティング 合田準

(2) 特別研修

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	会 場 ・ 講 師 等
特別研修 「自治大学校eラーニング研修」	希望職員	12 ^人	1 ^日	庁内LAN接続パソコン
特別研修 「臨時・非常勤職員研修」	窓口担当及び市民対応の 多い臨時・非常勤職員	39	2	5階大会議室 庁内講師
市長ミーティング	前年度採用職員	24	3 ³ (3班)	市長応接室
副市長ミーティング	副課長昇任職員	17	3 ³ (3班)	副市長応接室
特別研修 「土木技術職員研修」	希望職員 (土木技術職員)	161	6	コミュニティ防災センター、5階大 会議室、国領川河川敷(測量実習)、市 民体育館 NPO愛媛県建設技術支援センター 講師
特別研修 「スキルアップ研修(選択研修)」	希望職員 (主事級及び一部主任級)	112	8	5階大会議室、コミュニティ防災セ ンター、32会議室 庁内講師
特別研修 「地震予測と今後の備えについて」	主事及び希望職員	136	1 (2班)	コミュニティ防災センター (独)産業技術総合研究所 小泉尚嗣
特別研修 「ワーク・ライフ・バランス研修」	管理職及び希望職員	233	2	コミュニティ防災センター NPO法人ファザーリングジャパン 安藤哲也
OA研修 情報セキュリティ(eラーニング) 個人情報保護一般コース	新規採用職員	27	—	庁内LAN接続パソコン
OA研修 情報セキュリティ(eラーニング) 情報セキュリティー一般コース	全職員(4年間に分けて実 施)第3年度	304	—	庁内LAN接続パソコン
特別研修 「企業に学ぶー住友化学(株)編ー」	希望職員(管理職)	39	2	住友化学(株)愛媛工場 住友化学(株)愛媛工場 野口直幹
特別研修 「業務改善能力開発研修」	希望職員	25	1	5階大会議室 (有)エヌ・アール・シー 杠隆史
特別研修 「情報セキュリティ等職場研修」	全職員	全職員	1	各職場
OA研修 「庁内LAN研修」	関係課所室職員	216	1	5階大会議室 NTT西日本(株)研修担当
特別研修 「四国経済産業局PFI/PPPセミ ナー」	希望職員	29	1	市民文化センター視聴覚室 (株)三井物産戦略研究所 美原融ほか

(3) 人権・同和研修

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	会 場 ・ 講 師 等
地区別人権・同和教育懇談会庁内 事前研修	全職員	623 ^人	5 ^日 (11班)	コミュニティ防災センター、 別子山支所
地区別人権・同和教育懇談会	全職員	657	6月～ 8月	各校区内公民館、自治会館ほか
人権・同和教育主催者養成研修 (第1回)	主催者	41	1	コミュニティ防災センター
人権・同和教育主催者養成研修 (第2回)	主催者	36	1	コミュニティ防災センター
人権クロスミーティング	主査、副課長昇任職員	40	1	コミュニティ防災センター
人権講演会	全職員	1,025	2 (3班)	市民文化センター中ホール 愛媛県立西条高等学校 石田伸一
人権・同和教育職場研修	全職員	全職員	1月～ 2月	各職場

(4) 市町村アカデミー

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
高齢者福祉と介護保険	庁内人選	1 ^人	9 ^日	千葉市
使用料等の滞納債権の回収強化	庁内人選	1	5	千葉市
大災害と自治体	庁内人選	2	5	千葉市
自治体経営改革	庁内人選	1	5	千葉市
これからの管理職	庁内人選	1	5	千葉市
市町村税徴収事務	庁内人選	1	11	千葉市
固定資産税課税事務(土地)	庁内人選	1	11	千葉市
人事管理	庁内人選	1	5	千葉市
法令実務B	庁内人選	1	11	千葉市
財政運営	庁内人選	1	11	千葉市
男女共同参画社会の構築	庁内人選	1	5	千葉市
自治体職員に必要とされる交渉力	庁内人選	1	11	千葉市
分権改革の新たな展開と市町村の対応	庁内人選	1	5	千葉市
住民と行政の協働	庁内人選	1	9	千葉市
住民税課税事務	庁内人選	1	11	千葉市
広報広聴	庁内人選	1	11	千葉市
ブラッシュアップ女性リーダー	庁内人選	1	9	千葉市
監査事務	庁内人選	1	9	千葉市
公共施設の有効活用と大量更新への対応	庁内人選	1	5	千葉市
防災と危機管理	庁内人選	1	9	千葉市
住民行政事務	庁内人選	1	9	千葉市

(5) 国際文化アカデミー

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
職員のやる気を引き出す自治体人事戦略	庁内人選	1 ^人	4 ^日	大津市
持続可能なまちづくり	庁内人選	1	3	大津市
人材育成の理論と実践	庁内人選	1	5	大津市
自治体の自律的な財政運営	庁内人選	1	3	大津市
不当要求・行政対象暴力への対応	庁内人選	2	3	大津市

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
伝えたいことが伝わる自治体広報術	庁内人選	1 ^人	3 ^日	大津市
新地方公会計制度の実務	庁内人選	1	4	大津市
女性リーダーのためのマネジメント研修	庁内人選	1	5	大津市
市町村税の滞納整理実務	庁内人選	1	5	大津市
災害直後の市町村の対応	庁内人選	1	3	大津市
児童虐待への対応	庁内人選	1	5	大津市

(6) 愛媛県研修所

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
市町課長級研修(第33期)	庁内人選	2 ^人	2 ^日	松山市
市町係長級研修(第65期)	庁内人選	1	4	松山市
県・市町中堅職員研修(第1期)	庁内人選	2	4	松山市
県・市町中堅職員研修(第2期)	庁内人選	1	4	松山市
県・市町中堅職員研修(第3期)	庁内人選	3	4	松山市
県・市町中堅職員研修(第4期)	庁内人選	1	4	松山市
危機管理(地震災害対策)講座	庁内人選	1	2	松山市
民法講座	庁内人選	6	2	松山市
文章力向上講座	庁内人選	1	2	松山市
経営分析基礎講座	庁内人選	1	3	松山市
プレゼンテーション講座	庁内人選	1	2	松山市
広報とマスコミ対応講座	庁内人選	1	2	松山市
コミュニケーション講座	庁内人選	4	2	松山市
ロジカルシンキング講座	庁内人選	2	2	松山市
法制執務講座	庁内人選	1	2	松山市
政策立案講座	庁内人選	1	3	松山市
問題解決基礎講座	庁内人選	5	2	松山市
メンタルヘルス講座	庁内人選	2	2	松山市
土木職員技術研修(前期)	庁内人選	1	3	松山市
土木職員技術研修(後期)	庁内人選	1	3	松山市

(7) 消 防

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
愛媛県消防学校「初任教育」	担当者	3 ^人	177 ^日	松山市
愛媛県消防学校「救助科」	担当者	1	39	松山市
愛媛県消防学校「救急科」	担当者	4	60	松山市
愛媛県消防学校「警防科」	担当者	1	12	松山市
愛媛県消防学校「新救助技術講習」	担当者	2	4	松山市
愛媛県消防学校「初級幹部科」	担当者	1	11	松山市
愛媛県消防学校「緊急消防援助隊研修」	担当者	3	1	松山市
愛媛県消防学校「予防査察科」	担当者	1	11	松山市
愛媛県消防学校「惨事ストレス研修」	担当者	3	1	松山市
愛媛県消防学校「火災調査科」	担当者	1	12	松山市
救急救命士養成研修	担当者	1	195	北九州市
消防大学校(救急科)	担当者	1	33	北九州市

(8) 自治大学校

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
自治大学通信教育研修 オリエンテーション	庁内人選	1 ^人	2 ^日	東京
自治大学(第1・2部特別課程)	庁内人選	1	24	東京

(9) 全国建設研修センター

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
舗装技術	担当者	1 ^人	4 ^日	小平市
下水道 ― 管路整備・長寿命化対策 ―	担当者	1	5	小平市
土木施工管理	担当者	1	4	小平市
建築工事監理	担当者	1	6	小平市

(10) 日本下水道事業団

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
実施設計コース 管きょ設計Ⅱ (第1回)	担当者	1 ^人	18 ^日	戸田市
実施設計コース 管きょ設計Ⅱ (第4回)	担当者	1	18	戸田市

(11) 四国地方整備局

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
道路事業評価研修	担当者	1 ^人	4 ^日	高松市
道路技術(橋梁保全)診断技術コース研修	担当者	1	5	高松市

(12) 日本経営協会

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
職員採用における人物重視の選考方法について	担当者	1 ^人	2 ^日	北九州市

(13) 日本広報協会

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
広報基礎講座 京都セミナー2012	担当者	1 ^人	2 ^日	京都市

(14) 日本環境衛生センター

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
破砕・リサイクル施設コース(基礎・管理課程)	担当者	1 ^人	10 ^日	大野城市

(15) NPO関連研修

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
全国校区・小地域福祉活動サミット in KOBE・ひょうご	担当者	1 ^人	1 ^日	神戸市

(16) 計量研修センター

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
都道府県・特定市幹部職員教習	担当者	1 ^人	4 ^日	つくば市
特定教習 技術教習 非自動はかりの定期検査	担当者	1	2	東京

(17) 愛媛県派遣

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
愛媛県派遣	庁内人選	6 ^人	365 ^日	愛媛県

(18) 議会関係

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
企画総務委員会所管事務調査同行	担当者	1 ^人	4 ^日	函館市他
福祉教育委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	札幌市他
市民経済委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	八戸市他
環境建設委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	室蘭市他
議会運営委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	取手市他
都市基盤・道路網整備促進特別委員会付議事件調査同行	担当者	1	3	真岡市他
産業・観光振興対策特別委員会付議事件調査同行	担当者	1	3	富岡市他
災害対策特別委員会付議事件調査同行	担当者	1	3	福岡市他

(19) その他

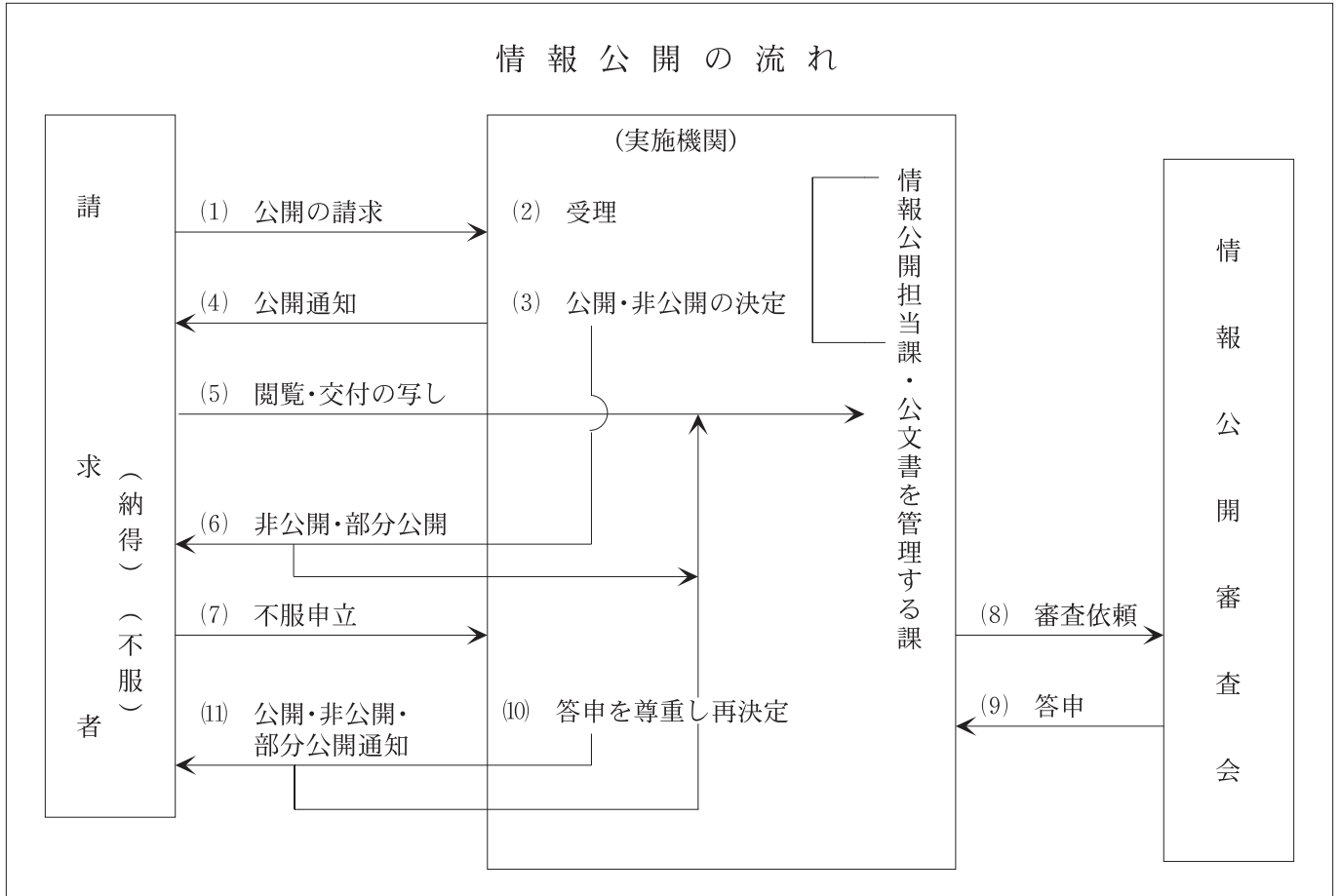
研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高に関する説明会	担当者	1 ^人	1 ^日	東京
自動車騒音面的評価に関する説明会	担当者	1	1	広島市
悪臭防止法の一部改正等に関するセミナー	担当者	1	1	大阪市
第1回 防災専門リレー講座	担当者	1	1	神戸市
第5回 防災専門リレー講座	担当者	1	1	神戸市
全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会合同研修会	担当者	1	2	東京
個人住民税新基幹システム先進地研修	担当者	2	1	尾道市
学校図書館先進地視察研修	担当者	1	2	松江市

10 情報公開制度

「情報公開制度」は、市民の市政に対する理解を深め、公正で開かれた市政を推進するために、市が持っている行政情報(公文書)を広く公開・提供するもので、

平成19年度に新居浜市情報公開条例の全部改正を行い、平成20年1月1日から施行している。

(1) 情報公開の請求から公開までの手続き



(2) 不服申立て

非公開の決定に不服があるときは、決定のあった日の翌日から60日以内に、市に対して、行政不服審査法による不服申立てができる。

この場合、市では、公正な判断を行うため学識経験者で組織する「新居浜市情報公開審査会」に審査を依頼し、その意見を尊重して公開するかどうかを再決定することになる。

(3) 情報公開制度の運用状況

新しい新居浜市情報公開条例では、資料(公文書)について、誰でも情報公開請求ができることとしている。

表(1) 公文書公開請求の実施機関別件数と処理状況

年度 実施機関 処理状況	23		24	
	市長	その他の機関	市長	その他の機関
公開	5	7	6	1
部分公開	6	2	12	2
非公開	0	0	0	0
不存	0	0	1	0
不存	0	0	0	0
取	0	0	0	0
下	0	0	0	0
計	11	9	19	3

注：実施機関とは、市長（水道局を含む）、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、議会のことをいう。

11 個人情報保護制度

「個人情報保護制度」は、プライバシーの保護等個人の権利利益を保護するため、市における個人情報の収集、利用、管理等、個人情報の適正な取扱いを定めるとともに、自己情報の開示、訂正又は利用停止の権利を保障するもので、平成19年度に新居浜市個人情報保護条例の全部改正を行い、平成20年1月1日から施行している。

(1) 対象情報及び個人情報取扱事務の届出

個人に関する情報が対象となり、電算処理情報に限らず、手作業による処理情報を含む全ての個人情報を対象とする。市で個人情報を取り扱う事務については、届出制とし、市長が一元管理し、届出された個人情報取扱事務は、行政資料室において一般の閲覧に供している。

(2) 個人情報の収集

個人情報の収集は、本人からの収集を原則としている。ただし、本人の同意があるとき、法令等の規定に基づくとき又は出版、報道等により公にされているときなどは例外とする。また、思想信条等の要注意情報については、行政事務執行上や

むを得ない場合を除き、収集しないことにしている。

(3) 個人情報の利用及び提供

個人情報は、個人情報取扱事務の目的内で利用又は提供することを原則としている。目的外に利用又は提供する場合は、本人の同意があるとき、法令等の規定に基づくとき又は緊急かつやむを得ないときなどに限る。

(4) 自己情報の開示の請求及び訂正又は利用停止の請求

市が保有している個人情報は、本人に限り自己に係る個人情報の開示及び訂正、利用停止の請求ができる。

(5) 不服申立て

個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に対する決定に不服があるときは、行政不服審査法による不服申立てができる。

この場合、公正な判断を行うため、不服申立ての審査や個人情報保護制度の重要な事項に対して建議するため学識経験者で組織する「新居浜市個人情報保護審議会」に審査を依頼し、その答申を尊重して再決定することになる。

(6) 個人情報保護制度の運用状況

情報公開制度の運用状況とともに市政だよりで毎年1回公表している。平成24年度実施機関における個人情報取扱事務件数は、519件である。

表(1) 自己に係る個人情報請求の実施機関別件数と処理状況

申請 (申出)区分 実施機関	23		24	
	市長	その他の機関	市長	その他の機関
開示	0	1	1	0
部分開示	2	0	1	0
不開示	0	0	0	0
不存	0	0	1	0
取	0	0	0	0
下	0	0	0	0
不	0	0	0	0
服	0	0	0	0
申	0	0	0	0
立	0	0	0	0
計	2	1	3	0